
令和2年 第1回(定例)新宮町議会会議録(第3日)

令和2年3月17日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和2年3月17日 午後2時00分開議

- 日程第1 第35号議案 令和2年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第2 第36号議案 令和2年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第3 第37号議案 令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第4 第38号議案 令和2年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 第39号議案 令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
- 日程第6 第40号議案 令和2年度新宮町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第7 第41号議案 令和2年度新宮町水道事業会計予算について
- 日程第8 第42号議案 令和2年度新宮町公共下水道事業会計予算について
- 日程第9 第43号議案 令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計予算について
- 日程第10 第44号議案 令和2年度新宮町一般会計予算について
- 日程第11 第48号議案 町道路線の認定について(千歳台10号線)
- 日程第12 第50号議案 新宮町教育委員会委員の任命について(吉松康子氏)
- 日程第13 第51号議案 新宮町固定資産評価審査委員会委員の選任について(安武秀美氏)
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について(中村紗世美氏)
- 日程第15 請願第2号 県道537号線 騒音・振動等の環境被害の対策を求める要請について
- 日程第16 閉会中の継続審査申出書について
- 日程第17 議員派遣の件について
- 日程第18 報告第5号 新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会報告書について
- 日程第19 報告第6号 各常任委員会の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第35号議案 令和2年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第2 第36号議案 令和2年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第3 第37号議案 令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第4 第38号議案 令和2年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

- 日程第5 第39号議案 令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
日程第6 第40号議案 令和2年度新宮町簡易水道事業特別会計予算について
日程第7 第41号議案 令和2年度新宮町水道事業会計予算について
日程第8 第42号議案 令和2年度新宮町公共下水道事業会計予算について
日程第9 第43号議案 令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計予算について
日程第10 第44号議案 令和2年度新宮町一般会計予算について
日程第11 第48号議案 町道路線の認定について(千歳台10号線)
日程第12 第50号議案 新宮町教育委員会委員の任命について(吉松康子氏)
日程第13 第51号議案 新宮町固定資産評価審査委員会委員の選任について(安武秀美氏)
日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について(中村紗世美氏)
日程第15 請願第2号 県道537号線 騒音・振動等の環境被害の対策を求める要請について
日程第16 閉会中の継続審査申出書について
日程第17 議員派遣の件について
日程第18 報告第5号 新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会報告書について
日程第19 報告第6号 各常任委員会の報告について

出席議員 (12名)

1番	安武久美子君	2番	温水 眞君
3番	末吉富美徳君	4番	濱田 幸君
5番	上畝地白馬君	6番	西 健太郎君
7番	大牟田直人君	8番	高木 義輔君
9番	北崎 和博君	10番	横大路政之君
11番	松井 和行君	12番	牧野真紀子君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君 主幹 三船 史郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	太田 達也君	政策経営課長	……………	阿部 宏紀君
地域協働課長	……………	笠井与志則君	都市整備課長	……………	桐島 光昭君
上下水道課長	……………	本田陽一郎君	産業振興課長	……………	竹上 健君
環境課長	……………	安河内正路君	住民課長	……………	大原 稲子君
健康福祉課長	……………	山口 望美君	税務課長	……………	高橋 忠久君
会計管理者	……………	末永富士美君	学校教育課長	……………	森 和也君
社会教育課長	……………	西田 大輔君	子育て支援課長	……………	藤木 恵介君

午後2時00分開議

○議会事務局長(井上 和広君) 起立、礼。こんにちは。ご着席ください。

○議長(牧野 真紀子君) 配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 第35号議案

日程第2. 第36号議案

日程第3. 第37号議案

日程第4. 第38号議案

日程第5. 第39号議案

日程第6. 第40号議案

日程第7. 第41号議案

日程第8. 第42号議案

日程第9. 第43号議案

日程第10. 第44号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第1、第35号議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計予算について議題といたします。

なお、本議案から日程第10、第44号議案までの10議案は、令和2年度新宮町特別会計予算、水道事業会計予算、公共下水道事業会計予算及び一般会計予算となっておりますので、一括議題といたします。

この10議案につきましては、付託いたしておりました予算特別委員会から別紙のとおり報告

書が提出されております。

委員長の補足説明を求めます。大牟田委員長。

○委員長（7番 大牟田直人君） 報告いたします。令和2年3月議会初日、予算特別委員会に付託されました第35号議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計から第43号議案、令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計までの7特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計予算、第44号議案、令和2年度新宮町一般会計予算の審査結果を報告いたします。

議長を除く全議員で構成する予算特別委員会におきまして、3月6日に7特別会計、水道事業会計及び公共下水道会計の9議案の説明、質疑、3月9日は一般会計の説明、3月10日に質疑を行い、慎重審査の結果、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

補足説明をいたします。

令和2年度の予算は、一般会計125億1,277万円、7特別会計の総額は32億1,794万5,000円。水道事業会計9億7,513万円。公共下水道会計16億121万円となっています。

第35号議案、渡船事業特別会計は対前年比28.3パーセント、5,037万9,000円の減。主な要因は、令和元年度は5年に一度の大掛かりな定期検査でしたが、令和2年度は通常の間接検査となるためです。

第36号議案、国民健康保険特別会計は対前年比0.2パーセント、420万2,000円の減。主な歳出は、医療機関または個人に対する保険給付、国民健康保険事業費納付金及び特定健診等保健事業費に対する支出であります。

第37号議案、後期高齢者医療特別会計は対前年比2.6パーセント、872万円の増、被保険者が昨年同時期に比べ100名増となっています。主な歳出は、福岡県後期高齢者医療広域連合への負担金です。

第39号議案、相島診療所特別会計は対前年比10.4パーセント、404万1,000円の減、主な理由は看護師の定年退職による人件費の減及び医薬材料費の減です。

第40号議案、簡易水道事業特別会計は対前年比106.6パーセント、1億352万9,000円の増。主な事業として第2貯水池の改修工事予算が計上されています。

第41号議案、水道事業会計、対前年比10.6パーセント、1億1,532万7,000円の減。主な要因は水道管渠築造工事に伴う配水管整備事業の減によるものです。

第42号議案、公共下水道会計、対前年比21.9パーセント、4億4,966万9,000円の減。主な要因は污水管渠築造工事の減によるものです。

第43号議案、相島漁業集落環境整備事業特別会計、対前年比0.5パーセント、5万9,000円の減。歳出の主なものは維持管理費です。

第44号議案、一般会計、歳出につきましては、2款総務費は、ふるさと納税事務委託費の見直しによる減、国勢調査のための指定統計調査費の増。3款民生費は、国民健康保険特別会計繰出金、障害者福祉費の扶助費の増。4款衛生費は、玄界環境組合負担金の増。6款農林水産業費は、農業施設新設改良工事、大蔵池改修負担金の増。8款土木費は、社会資本整備事業費の減、都市再生整備計画事業費、住宅建設費の増、（仮称）ふれあいの丘交流館管理費の目が追加となっています。9款消防費は、防災行政無線をデジタル方式に移行するため防災費の増。10款教育費は、幼稚園総務費の扶助費の増、そびあしんぐう管理費の施設整備工事費の減。13款諸支出金は、森林環境譲与税基金費の目が追加され、普通財産購入費の土地取得費が廃目になっています。

続いて歳入ですが、1款町税は個人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税で増額。14款国庫支出金、15款県支出金は幼児教育保育の無償化に伴う民生費負担金、教育費負担金、町営住宅建設事業により、土木費、国庫補助金が大きく増になっています。18款繰入金は、財政調整基金繰入金の増。20款諸収入は、そびあしんぐう空調施設等の整備終了に伴い、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の減。21款町債は土木債、臨時財政対策債の減、自動車取得税交付金は税制改正に伴い廃目となっています。

一般会計予算は、前年比7.4パーセント、8億6,383万1,000円の増額となっています。

以上報告いたします。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑、討論につきましては、議長を除く11名の議員による予算特別委員会で行われましたので、質疑、討論を省略し一括採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ご異議なしと認め、一括採決を行います。

第35号議案から第44号議案までの10議案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第35号議案から第44号議案までの10議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11. 第48号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第11、第48号議案、町道路線の認定について、千歳台10号線を議題といたします。

この件につきましては、付託しておりました総務建設常任委員会から別紙のとおり報告書が提出されております。

総務建設常任委員長の補足説明を求めます。

横大路委員長。

○委員長（10番 横大路 政之君） 報告いたします。令和2年3月2日、第1回定例会初日に付託されました第48号議案、町道路線の認定についての審査結果を報告いたします。

3月12日、委員全員で現地確認の上、慎重審査の結果、原案を可とすることに決しました。

補足説明をいたします。この町道は、住宅開発区域内に整備された道路が町へ寄贈されるものです。参考資料に示されているとおり、突き当たりとなる道路ですが、車両の転回スペースも確保されており、行き止まりの看板も入口に設置予定となっております。

また現在、住宅建設工事中でもあり、道路隣接地から側溝への土砂の流入も認められるため、受け取る時点で側溝の清掃を確認するよう指示いたしました。

以上報告いたします。

○議長（牧野 真紀子君） 委員長報告に対する質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第48号議案、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第48号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 第50号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第12、第50号議案、新宮町教育委員会委員の任命について、吉松康子氏を議題といたします。

議案の説明を求めます。町長。

○町長（長崎 武利君） 第50号議案、新宮町教育委員会委員の任命について、新宮町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名は吉松康子、住所は記載のとおりで、略歴につきましては別紙のとおりでございます。

任期につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日まで。

理由といたしまして、新宮町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により町議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第50号議案、原案に同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員ご異議なしと認め、第50号議案は原案に同意することに決定いたしました。

日程第13. 第51号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第13、第51号議案、新宮町固定資産評価審査委員会委員の選任について、安武秀美氏を議題といたします。

議案の説明を求めます。町長。

○町長(長崎 武利君) 第51号議案、新宮町固定資産評価審査委員会委員の選任について、新宮町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名は安武秀美、住所、生年月日、任期につきましては、記載のとおりでございます、略歴につきましては、別紙に記載しておりますのでご参照ください。

理由といたしまして、現在、新宮町固定資産評価審査委員会委員であります安武秀美氏の任期が3月31日で満了することに伴い、安武秀美氏を委員に再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により町議会の同意を求めるものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第51号議案、原案に同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員ご異議なしと認め、第51号議案は原案に同意することに決定いたしました。

日程第14. 諮問第1号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第14、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、中村紗世美氏を議題といたします。

提出の説明を求めます。町長。

○町長（長崎 武利君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名は中村紗世美、住所、生年月日、略歴につきましては記載のとおりでございます。

理由といたしまして、任期満了に伴い、新任として人権擁護委員を推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により町議会の意見を求めるものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 意見もないようですから、質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

本件は、中村紗世美氏を適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、中村紗世美氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第15、請願第2号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第15、請願第2号、県道537号線 騒音・振動等の環境被害の対策を求める要請についてを議題といたします。

この件につきましては、付託しておりました文教生活常任委員会から別紙のとおり報告書が提出されております。

文教生活常任委員長の補足説明を求めます。

上畝地委員長。

○委員長（5番 上畝地 白馬君） 令和元年第3回定例会初日、文教生活常任委員会に付託されました請願第2号、県道537号線騒音・振動等の環境被害の対策を求める要請についての審査結果を報告いたします。

3月12日の委員会におきまして慎重審査の結果、賛成多数で請願第2号を趣旨採択とすることに決しました。

補足説明をいたします。

この請願は、県道537号線沿線に係る環境基準及び要請限度の見直し、また、人優先の環境

になるよう恒久的対策を求めるなどの請願です。

文教生活常任委員会で調査を進めていく中で、所管外の事案が数多く出てきました。委員会を連合審査会に切り換え、調査審議を詳細に行いました。

要請限度の見直しについて説明をいたします。

委員会中、要請限度の見直しについての説明を受け、環境基準とは目安の数値である。また、自動車騒音の要請限度とは、道路管理者が公安委員会に対して対策を講じるよう町が要請できる基準のことで、道路管理者や公安委員会は要請に合理的な理由がない場合を除き、処置を講ずることになると説明を受けております。

都市計画の用途地域に関係なく、県道537号線の要請限度は道路種別幹線道路で指定されており、昼間75デシベル、夜間70デシベルです。

新宮町で騒音振動を3日間にわたり測定しており、目安となる屋内の環境基準は基準を超えていましたが、屋外の環境基準は基準以内でした。

また、県に対策を講じるよう町が要請できる要請限度は基準値以内でありました。

要請限度の見直しは、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく、指定区域内における自動車騒音の限度を定める省令第4条の要件の学校、病院等静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域、または幹線道路を担う道路の区間の全部または一部に面する区域に係る限度は、県知事及び県公安委員会が協議して定める自動車騒音の大きさとする事ができるとなっております。

現在、新宮町の県道537号線付近には、小学校、病院が集合して設置されておらず、該当しておりません。また、第4条の後段部分、幹線道路を担う道路の区域の全部または一部に面する区域という条文は、要請限度を引き下げる際に用いられるもので、該当しておりません。

今後、全国一律に定められている自動車騒音の要請限度の見直し、手続を進めるためには、町として、当該地域が学校、病院等静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域に該当するということを明らかにしなければならないことになり、よって、要請限度の見直しは、現段階では不可能と各課からの報告を受けております。

人優先の恒久的な対策について説明をいたします。

平成27年の振動調査、騒音調査により騒音対策を検討され、平成28年9月に騒音調査の結果、基準値以内と認められ、これを住民に説明され並びに県に要望も動き出して、県は道路の段差の解消、町は速度抑制の看板等の設置を実施しました。

また、平成29年3月に段差の解消、舗装補修工事を県にて実施し、平成30年4月に2回目の騒音調査を踏まえて協議されたが、道路に関する基準値は屋内ではなく屋外を基本とするため、対応はできないという状況であるという判断でありました。

平成30年9月には、町では粕屋署に取り締まりを実施する際に必要な車両の引き込みを確保するための工事を実施しております。工事施工後に、粕屋警察署へ報告し、速度違反の取り締まりを実施しております。しかしながら、県内多くの取り締まり地点があり、継続的な実施には至っておりません。

また、同年に粕屋警察署により、道路路面の速度50キロを示す路面標識を設置されています。

また、防音壁の協議もされておりますが、3億とも言われる費用がかかるのと、設置した場合に風切り音などの問題の可能性もあることで現実には至っておりません。

いろいろな騒音対策を実施されてはいますが、効果的といえる対策になっていないのが現状であります。しかしながら、請願の添付書類、県道537号線沿線住民の声には、日々の騒音による生活への影響の内容が多くつづられており、また現地視察し、現地の騒音も確認し、参考人聴取でも住居内でも話声が聞きづらいなど、沿線住民の生活に騒音が影響しているのを痛感しております。

国で一律に定められている騒音基準、要請限度の見直しができる要件の、学校、病院等静穏を必要とする施設が集合されて設置されている区域には現在該当していないこと、また第一種低層地域にふさわしい人優先の恒久的な対策について、今できる明確な対策がないため趣旨採択としております。

また、委員会中、各委員からの意見では何かできる騒音対策があれば、議会でも後押ししていきたいとの意見が多く出されておりました。

これらから議会としても、住民の方から意見をお伺いし、継続して町に申し入れをしていきたいと思っております。

また、町にも住民の方に寄り添いながらご意見を伺っていただき、また、協議した内容の記録が残る形などを考慮し、継続して住民の方に報告していただきたいと委員会より要望いたします。

以上、報告を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 委員長報告に対する質疑を許可いたします。ありませんか。

はい、温水議員。

○議員(2番 温水 眞君) 今、細かく縷々説明いただきましたけど、ちょっと書類を私が持っていないので、うまくちょっと聞き取れなかったところはあるんですけども、この議員必携とかを見てみますと、こういう請願の審査には、採択もしくは不採択という2つしかないというふうに書いてありますよね。

趣旨採択というのは、読んで字の如く意味はわかるんですが、これではなかなか問題が解決しにくく、そして住民の湊坂の皆様方56軒の方が対象だと思うんですが、なかなか解決しづらいと思うんです。

ということで、今ちょっと意見を聞いていますと、不採択に近い採択なのか、採択に近い趣旨採択なのか、すいませんちょっと言い間違いました。ちょっとわかりづらいので、もう一度すいません、お願いします。

○議長(牧野 真紀子君) はい、上畝地委員長。

○委員長(5番 上畝地 白馬君) はい。今回、趣旨採択という結果が委員会のほうから出されました。

本来ならば、採択、不採択という形で請願のほうを取り扱っていくのが本来であります。今回の請願書の内容を見ていただきますと、大きな部分でいいますと、重要な部分、要請限度という部分がありまして、この要請限度の基準値が70、75デシベルとかあるんですが、それを上回らない限り、県の管理にあるこの537号線が、県が費用を出して整備するっていうことができないう状況になっております。

それと、あとその下の恒久的対策っていうところなんですが、その前に第一種専用地域にふさわしい人優先の環境となるよう、恒久的対策を実施というところで、第一種住居専用地域っていうのは一番静かな閑静な住宅街をイメージしていただくとわかるかと思うんですが、大体40デシベル、45デシベルとかいう数値にはなってくると思うんですが、その辺の環境になるよう恒久的対策という、一応請願の書面で、基本的に扱っていくっていうことになりますので、この2か所が大きな、こちら辺が一番大きな部分ではありますので、本来ならできないということで不採択になる可能性があったのかなというふうに思っておりますが、実は先ほどの報告をさせていただいたとおり、実際の現場に行って騒音がどのぐらいあるのかっていうのを委員会の中で確かめさせていただきました。

また、参考人聴取でも、日ごろ、例えば室内で話声がちょっと聞きづらいとか、寝室が道路側にあるのをちょっと道路側でないほうに移したりとか、住民の生活に及ぼすこの騒音の問題っていうのは、重く受け止めております。

先ほど温水議員がおっしゃった採択に近いものなのか、不採択に近いものなのかっていう話ですが、基本的に委員会の中では、住民の日ごろの生活に及ぼす騒音問題に関しては、何かしら解決ができたらいいなっていうふうには委員会の中でも各委員さんは述べられております。しかしながら、この請願書に書いてある文面から言いますと、このまま例えば採択とすると、例えば要請限度を変えるっていうことを実際できるかどうかという問題にもなります。これは全国一律に決まっているものなので、一議会がそれを採択するっていうのはなかなか現実的ではないという判断に至っております。

先ほど報告でもお伝えしたとおり、今現状、第一種低層住居専用地域に見合うような静穏の確保できる住居環境っていうのを実現できていない状況がありますが、今後とも議員で私たちはあ

りますので、住民の方から声をいただいて、それに対応できることがあれば対応していく、これは今までこの請願にも関わらず今までやってきたことですし、それはできるのかなっていうふうに思っております。

また、この騒音問題にも関係課、執行部の方々もかなり県にも行ったり、警察に行ったり、かなり尽力いただいております。ですので、今後とも継続的に住民の声をお伺いしながら、県に要望したりとかってというのは続けていただきたいという趣旨の報告でした。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、温水議員。

○議員(2番 温水 眞君) はい。私も連合審査会にずっと参加させていただいて、今、委員長がおっしゃったことは十分理解はしているつもりです。

町のほうも副町長を中心にして、非常に熱心に県や国の窓口となって努力されていることも非常に分かっているんですよ。ただ、これは一昨年(2019年)の12月に湊坂の自治区としては、自治会の総意でもって、多様な意見はあったと思うんですが、ぜひこの問題を解決してほしいと。

それで、陸橋ができたのが平成の13、4年ぐらいですか、ちょっと期日は正確じゃないんですけども、それからそういう騒音問題の一応要望が出まして、その当時から町の行政当局とは話し合いをさせてもらっているというふうに私も伺っています。

それで、今、趣旨採択という意味は、委員長が言っている意味は私は理解はするんですけども、これをそのままずっと続けていくと、次には要は、向こうのスマートインターの問題とかも控えていますし、経済活動を重視するということから、その問題について反対するということはできないと思うんです。ですので、今までも努力してもらっていますが、これをより一層なお頑張ってもらうように議会としては、それを住民の声を行政に届けるという役割があると思いますので、その辺を、私は考えて採択をぜひしてほしいというふうに。

○議長(牧野 真紀子君) すいません。今、委員長に対する質疑です。

○議員(2番 温水 眞君) 失礼しました。

○議長(牧野 真紀子君) それに対する答弁はよろしいですかね。聞かなくていいですか。

○議員(2番 温水 眞君) 答弁をお願いします。

○議長(牧野 真紀子君) 上畝地委員長。

○委員長(5番 上畝地 白馬君) 温水議員がおっしゃったように、私たち議員ですから住民の声をしっかりと受け止めて、それを行政のほうに投げかけていくと。協力できることがあれば、協力していくという姿勢は一緒ですので、是非そのように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、ほかに質疑のある方。

はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） お尋ねします。先ほどの温水議員の質問の中にありました趣旨採択とは一体どういうものなのか。言葉は、過去私も聞いたことはあります。本議会でも、過去には趣旨採択という言葉が出たことがあります。

しかしながら、中身についてはそれぞれ千差万別で、今回における趣旨採択というのは、採択でもない不採択でもない趣旨採択、その意味をもう一度ご説明ください。

○議長(牧野 真紀子君) はい、上畝地委員長。

○委員長（5番 上畝地 白馬君） はい。繰り返しになると思うんですが、請願というものは、基本的にはその請願書の文面で判断させていただくことになっています。

この文面に記載されている内容は、私もいろいろその採択っていう結論が一番いいのかなと、住民の方にはいいのかなと、いろいろ苦慮して、いろんなことを調べてやってきました。

あえて言えば、特に要請限度の部分で分けられると思うんですが要請限度の部分っていうのは、国が一律に決めてあることですので、本町議会が採択して、国まで動かすっていうのは非現実、この基準というのは全国一律になっていますので、ここで変えるとなると他の全国の一律その沿線は同じ基準ですることになります。

この部分であれば、採択は難しいのかなっていうふうに一応考えていました。

もう一つの、人優先の環境となるよう恒久的な対策の実施、これが前にちょっとついているのが第一種低層住居専用地域にふさわしいっていうところなんですが、この部分を、対策が今現状で、すぐ例えば40デシベル、45デシベル、閑静な住宅街はそのぐらいにはなるんですが、その辺の基準になるよう対策っていう、そういうことが現状いろんなことを調べた結果、難しいということではありますが、恒久的な対策という何かできることがあればということに関すると、何かできることがあるのかなっていうふうには思っております。

第一種低層住居専用地域、その基準に届くかどうかわからないんですが、今までも看板等いろんな部分でやってきたんですが、その部分に関しては、できる部分は恒久的な何かできることがないかと言われれば、今後出てくる可能性はあるのかなというふうには思っております。

趣旨採択では、文面上、請願は文面で判断しますので、住民のお気持ちはすごくわかって、私たちがこれを何とか実現はできればしたいという気持ちはありますが、今現状できていないということで、趣旨採択というふうな結論に至っております。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 私がお聞きしているのは、趣旨採択とは何を意味するんですかということをお聞きしとるんですね。

もう1回、そこは要するにこれは認められるけど、これは認められないというような趣旨の答弁、回答だったんですが、そうではなくて趣旨採択とはどういうことを言うんですかっていうことを聞いとるんですね。ですから、そのことをまずご説明をいただきたい。ということが1点ですね。

それから、先ほどから委員長報告の中にもありましたけれども、請願審査については、文面をもとに判断したという報告がありましたけれども、この文面ではわかりづらいこともたくさんあるわけですね。どういことを請願してあるのか、請願者の意図するものが何なのか。そのために、繰り返し参考人として請願者の方に来ていただいて、その趣旨を聴き取るわけですから、ここの文面に書かれていることですべてを判断するのではなくて、請願者の方々が、実際にお話になったことをもとに判断していく、判断材料として加えていくということが大事な要素ですし、今現在の報告から聞くと、請願者の方が参考人としてお見えになってお話になったことってというのは、すべて枠外というような報告の仕方に聞こえるんですが、その2点、もう一度お答えください。

○議長(牧野 真紀子君) はい、上畝地委員長。

○委員長(5番 上畝地 白馬君) まず1点目の趣旨採択っていうところなんですけど、委員会としてもこれを何とか対策を講じたいという気持ち、あとは住民の生活に及ぼす影響を考えると採択をしたいんですが、今できる現状、要請限度の見直し、恒久的対策にできる部分は、今現在該当していないっていう意味での趣旨採択です。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか、趣旨採択の内容、これが趣旨に当たる云々じゃなくって、趣旨採択とはどういうふうに捉えてっていうことですよ。そもそも論の趣旨採択とはどういうことを言っているのか。

横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) もう1回お尋ねしますけど。採択、不採択はわかるんですよ、我々。問題は、その間にある趣旨採択というのは、その都度、さっきも言いましたけど過去に出たことはあります。だから趣旨採択という結論を導いたんですよっていう事例はないわけじゃない。しかしながら、今回の件については、採択でもない不採択でもない趣旨採択というのはどういうことを意味するんですかということをお尋ねしておるんです。

○議長(牧野 真紀子君) はい、上畝地委員長。

○委員長(5番 上畝地 白馬君) はい。趣旨の内容、理由はわかるが、今現状できることはないうってことです。が、趣旨採択になります。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか、ほかに。質疑を許可いたします。

ご質問、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） はい。それでは、質疑を終了いたします。
討論を行いますか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） はい、これより討論を行います。
請願第2号について、委員長の報告は趣旨採択とするものでございます。
反対意見の方から許可いたします。
はい、温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） はい。ちょっと文面でもって書いてまいりましたので、先ほど言いましたけれども、この件は一昨年の12月に湊坂自治会で請願を出すことに合意されております。

その後、広報誌で広報もしてあります。多様な意見があると思うんですけども、これは、湊坂区の総意であるというふうに考えていただいていいというふうに思っています。

議会は、先ほど申しましたけれども、住民の意見を取り入れて行政に提言するということが役割だというふうに私も認識しておりますので、今日は、採択か不採択を明確にする必要があるというふうに思っています。

それと、先ほどちょっと言い忘れましたが、環境基準、要請限度というのがありますね。確かに国の法律ね。その辺を町が独自に変えるとかいうことは、とてもじゃないですけども、できることじゃないし、そういうことを望んでおるわけでもないし。ただ、これは屋外の基準がベースになっていまして、屋内では基準値をオーバーしているというのが実態として、今も委員長おっしゃいましたようにわかっているんですね。56軒の中のいろんな問題点があって、改善してほしいというのも、一つ一つ違う部分あると思います。

そういうことなので、私はぜひ採択をしたいと、してほしいと思って、紹介議員でもありますし思っています。ですので、採択か不採択かっていうのは。

○議長（牧野 真紀子君） 今、反対意見ですので反対の意見ってということで。

○議員（2番 温水 眞君） はい、すみません。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 趣旨採択としては、今反対意見を述べられたということでいいですよ。はい、次に、賛成の方。

賛成意見の方。はい、松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） 趣旨採択に賛成いたします。意見としましては、今回は所管外の会の調査を行うことが必要で連合審査会を立ち上げたことにより、調査審議が詳細に行われ、全体像が見えてきました。

請願者である県道537号線の住民の方々の地道に調査研究を進められ、町、県に要望された

ことにより、町が県と協議し、できることから対策に乗り出されたことも把握できました。

平成27年の振動調査の結果により対策を検討され、28年には騒音調査の結果、基準値以内を説明され並びに要望に動き出され、県は道路段差の解消、町は速度抑制の看板等の設置を実施。

また、その後段差の解消の舗装補修工事等を実施され、30年には2回目の騒音調査を踏まえて協議されたが、道路に関する環境基準は屋外を基本とするもので対応はできない状況でありました。屋内の調査におきましては、一応壁構造の問題もありますので、なかなか難しいところでございます。

その後、町は一応、粕屋署の取り締まりを実施するために、引き込み場所を整備されたり、その後、粕屋署が速度違反の取り締まりを行ったり、また県のほうは先ほど委員長も言われました路面に50キロ規制の路面標示を設置されたりというふうな形で、一応いろいろ実施はされております。

平成元年には、防音壁の設置について再協議が行われ、町が防音壁を設置するのはよいが、県が管理するのは検討することになっていますが、歩道と車道の高さ2メートルの防音壁を設置する工事だと約3億円程度の事業費がかかり、また、風切り音の発生問題や管理上塩害による被害等の費用もかかるのではないかとの問題があり、実現性には疑問が残るようです。

現状では、要請限度見直し要件を協議した結果、変更はできないと判断されています。

また、先ほど委員長が言われたように、沿線に学校や病院等が集合している地域であれば、特例で可能なケースもあるようですが、これも適用していません。

以上のような状況により、請願の願意はわかるんですが、現状を鑑みれば趣旨採択とっております。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、次に反対の意見の方を求めます。

はい、横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい。私も紹介議員の1人でございますので、反対意見を述べさせていただきます。

この請願は、ご存じのとおり、湊区を代表する区長さん及び被害を訴える沿線住民の皆さんの代表する考える会の方を請願人として出されたものであります。いわば、地域住民の全体の声と受け止めるべきだろうというふうに私は思っております。その住民の皆さんの声に真摯に耳を傾けることこそ、議会の本来の役割ではないかというふうに考えております。

それを趣旨採択という、非常に理解に苦しむ結論を出すことは、採択できない不採択に近い結論ではないかなというふうに私はお聞きしました。っていうことは、住民の声を無視すると、議会が無視するという結果に私はほかならないんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、この件については、行政は今までも幾度となく、住民の皆さんと対話を重ねてきたし、これからも多分対話を重ねていくはずだと私は思っています。その請願を採択することによって、行政と住民の皆さんとの対話の橋渡しであったり、積極的にかかわることによって課題改善に努力していくべきじゃないかと議会がですね、というふうに思っております。

さらに、請願審議の付託とは、ここで議員の方に今度は私は申し上げたいんですけども、採択もしくは不採択、どっちかに判断するということが付託の意味であって、趣旨採択という、簡単に言うとどっちつかずの結論というのは、付託案件の結論ではないと私は思っています。

過去には、先ほども申し上げましたけども趣旨採択という結論を出した事例は私も存じておりますが、これは議会の権限の及ばない特殊な事例であった場合です。しかし、その時も明確な趣旨の説明があって、趣旨採択という結論を出したことは確かにあります。

今回は住民の皆さんの声ですから、採択か不採択、どちらかはっきりと結論を出すべきであったというふうに私は思っております。したがって、ごめんなさい。もう一つ言わせてください。先ほどから委員長の報告の中に文面で判断するということが何度か出てきましたが、これは非常にやり方として私はまずいんじゃないかなと思って聞いておりました。やはり住民の皆さんが文面に書くということは、非常に難しい作業でもありますし、その書かれた内容を直接お聞きして、どういう意味があるのか汲み取ることこそ、私は議会の役割だろうというふうに思っております。ですから、その部分には非常に違和感を感じているところであります。したがって、今回の趣旨採択という結論を容認することは、私は議会の使命を放棄することになりかねないという思いがありますので、反対をいたします。

以上です。

○議員（10番 横大路 政之君） 次に、賛成意見の方。

末吉議員。

○議員（3番 末吉 富美德君） 私は趣旨採択に賛成いたします。なぜかという、委員長、松井議員もいろんな細かいことは今説明してもらったんですけど、やはり町民の方の意見を聞いて、大変ご苦労されているということは十分わかりましたが、ここで、やはり今後の環境の変化とか技術の進歩によっては、いろんな対策が打てることも考えられますので、そのことを思い、町民に寄り添っていくためには趣旨採択がいいのかなと思って賛成します。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 次に反対意見の方。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 委員会の審議の中でもいろいろ聴き取りもありましたし、大まかな流れというものは、私なりに理解しております。

判断をするに当たって、私の政治信条として、まずやっぱり採択か不採択かを決するべきなの

が、その議会の使命なんじゃないかなっていうような思いを個人的には思っております。やっぱり地元の湊坂のことでありますし、関心を大きく寄せておりましたし、しっかりしなければとということでいろいろと自分なりに調査してまいりましたが、請願において、やっぱり考えられなければならない部分っていうのは、願意の妥当性と実現の可能性であるっていうふうに議員必携のほうにも書いてありました。

そうした中で判断していきますと、願意の妥当性という部分で言えば、もちろん私も湊坂の一住民としてでありますし、よく理解できますし、確かに県道が開通してから環境がよくなったっていう実感はございます。そういうところでは、願意の妥当性っていうのはクリアできるかなというふうに思っております。

ただし、実現の可能性の部分で、環境基準の見直しだとか、要請限度の見直しであるとかっていう部分は、もうこの議会の中においてどうしようもないことでもありますし、それを具体的な形でどういうことを求められていらっしゃるのかなっていうのを私なりに読み解いたときにあったのが、50キロ制限を40キロ制限にさせていただきたいっていう部分に集約されるのかなというふうに捉えております。そうなったときに現状、60キロ制限の部分をもう50キロにしていると。それを戻そうかという話があったんですけども、今ちょっとやっぱり住民の方々からの声もあり、60キロに戻さず50キロでいこうというような話で、本当は警察のほうでも60キロにしておきたいというような意図がある中で、現状があるっていうことを考えたときに、なかなかそういう住民の皆様様の思いをそのまま生かすような形で、その実現できるっていうのはもう不可能だなというふうに感じました。

そうした判断の中で、ちょっと苦渋の決断ではありましたが、私としては採択か不採択かっていう形で考えたときに、立場表明をしっかりしなきゃいけないなということで、現在の立場に立っております。趣旨採択ということに関して、私はそういう意味で反対いたします。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 次に賛成意見の方。

はい、大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) はい、私は賛成いたします。今いろんな議員の話を聞くと、皆さん思いは一つなんですよね。住んでいる住民の方々が、騒音問題っていうか、そこを解決して平穏な暮らしをっていうのを皆さん願っています。

ただし、先ほど西議員も言われましたけど、その願意の内容のところでは実現性っていうのが、今ちょっと難しいかなっていうところでもあります。ただし、趣旨を議会が採択することによって、行政との橋渡しっていうところもそこでできてくるんじゃないかなと私は思っています。という意味でも、私は賛成いたします。

○議長(牧野 真紀子君) はい。次に、反対意見の方。

はい、北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) 委員長の報告を聞いていて、もうできることはない、だから趣旨採択だというふうな答弁がありましたけれども、それであれば不採択なのかなというふうに純粹に感じたところであります。

それと文面の中、請願の文面の中で判断しないとイケない。それは基本でありますけども、その文面の趣旨、意図が、どこにあるかというところで、参考人の方に来ていただいて、その調査をすると。その中身があまりにもかけ離れていると、それはなかなか判断として難しい部分が出てくるのかもしれませんが、連合審査の中で私が感じたことは、請願人の方は請願書に縷々書いてありますけども、そこにこうじゃないとイケないというふうな意見でもなかったのかなというふうに思っております。

できることはないというふうな断定をしいのかという部分の一つあって、担当課の聴取のときも、いろいろ今後も継続的ないろんな部分で検討はしていくみたいな話もありましたので、ぜひそういうことであればやはりここはしっかりと趣旨採択という部分ではなくて、結論なりを出すべきじゃなかったらどうかということで、私は反対をいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 次に、賛成意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 次に、反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それでは、討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

請願第2号、委員長の報告は趣旨採択です。委員長の報告どおり、趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立する者6名、起立しない者5名〕

○議長(牧野 真紀子君) 着席してください。

起立多数です。よって、請願第2号、委員長報告の趣旨採択とすることは可決されました。

日程第16. 閉会中の継続調査申出書

○議長(牧野 真紀子君) 日程第16、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お諮りいたします。別紙のとおり、各常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されておりますが、これを承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、これを承認することに決定いたしました。

日程第17. 議員派遣の件

○議長(牧野 真紀子君) 日程第17、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣につきましては、別紙のとおり議員の派遣を行いたいと思っておりますが、これを承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、これを承認することに決定いたしました。

日程第18. 報告第5号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第18、報告第5号、新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会報告書についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。北崎委員長。

○委員長(9番 北崎 和博君) 報告させていただきます。新宮町議会議長、牧野真紀子様。新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会、委員長、北崎和博。

新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会報告書。

本委員会における調査が終了いたしましたので、新宮町議会会議規則第76条の規定により報告をいたします。

まず1ページ。1の設置の目的でございますが、平成31年4月に行われた新宮町議会議員選挙において新宮町教育委員が選挙運動に関わったとの記事が、令和元年7月14日付の西日本新聞で報道がされました。報道を受け、7月16日に全員協議会が開催されたが、教育委員会の出席もなく、その後、本件についての会議は開催されず、新聞報道の真偽すら判らない状況のままであった。また、本町議会は、8月21日に新宮町教育委員会が当該教育委員を「処分しない」との方針を新聞報道で知り、9月定例会において複数の議員が質疑をしたが、納得のいく回答は得られなかった。重ねて町民からも厳しいご批判、ご意見、ご指摘を受けている状況である。

その状況を踏まえるとともに、教育委員は議会の同意案件であることを重く受け止め、本件の事実確認並びに関係者の調査を行う必要がある。

以上のことから、地方自治法第109条及び新宮町議会委員会条例第5条の規定による特別委員会を設置したものであります。

次に、2ページ。2の調査特別委員会設置経過でございますが、設置決議は令和元年9月13日の第3回定例会において決議をしております。賛成6名、反対5名でありました。

委員会の定数は11人、委員長は私、北崎和博、副委員長は西健太郎でございます。

3の調査事項でございますが、新宮町教育委員の選挙運動に係る事実確認及び関係者の調査でございます。

4の調査結果でございますが、2ページから4ページに第1回から7回までの調査内容、確認できた要旨を記載しております。4ページから6ページに意見の要旨を、6ページから7ページに提出された文書について記載しております。

7ページをご覧ください。総括の部分ですが、9ページまでありますので、朗読をさせていただきます。

教育委員会及び教育長について、まず、本特別委員会として教育委員会の判断に異議を唱えるものではありません。教育委員会は、本特別委員会設置まで自発的に議会に対し報告・説明する場を設けるよう依頼することはなく、議長からの要請もなかった。

調査の中で教育長は、7月16日の全員協議会への議長からの出席要請はなく、開催されること自体を知らなかったとのことだったが、それ以降も議会に報告・説明がなかったことは議会軽視も甚だしいとの厳しい意見があり、教育委員が議会の同意案件であることを考えると、非常に遺憾であり、疑問が残る結果となりました。

当該教育委員の処分は「口頭による注意」でありました。

積極的な政治活動については、積極的と断定できないとの教育委員会の見解は尊重すべきとの意見、また地教行法に抵触するかの判断は自治体に委ねられており、出来得る限りの判断をしたとの意見がある一方で、第2回の委員会で教育長は、地教行法第11条第6項にある「積極的な政治活動をしてはならない」の積極的基準について明確な回答はなかったが、第3回の委員会で地教行法第11条第6項の逐条解説から「積極的な政治活動」の積極的なものを判断する基準は、「政治上の主義もしくは施策を推進、支持し、もしくは反対するなどの運動」などを積極的に行うことを判断材料にしたとの答弁であったが判断決定後であるなら、第2回の委員会で判断基準を明確に示すべきであった。本件の判断に苦慮したことが伺える結果となりました。

最後に、今後、他の自治体が、新宮町教育委員会の決定を判断材料にされること、また教育委員も任期があり改選されていくことを考えると、今後、判断基準が曖昧なままでは、その時々で判断基準や解釈が捻じ曲げられることも考えられ、非常に憂慮する。

これまで教育長は、議会に対し報告説明が遅れたことは、ほぼ皆無であったと記憶をしております。本件に関しては従来と違った対応になりました。本委員会での教育長の答弁でも、何か葛藤があるような答弁もあったように思います。教育長がこれまで本町の教育発展に尽力され、その功績は誰もが認めるところであります。新宮町の教育行政のトップとして今後は一段とイニシアティブを取って本町の教育行政発展に努めていただきたい。

議長について、新宮町教育委員が選挙運動に関わったとの記事が、令和元年7月14日付の西

日本新聞の報道を受け、7月16日に全員協議会が開催され、議長から、お騒がせしたこと、ご心配をおかけしたことの謝罪はあったが、新聞報道の真偽すら明確な回答はいただけず、その後も本特別委員会設置まで報告・説明の場を設けることはありませんでした。

調査の中で議長は、福岡県の選挙管理委員会に電話で確認をして、公職選挙法上では地位を利用しなければ問題もないとの回答をいただいたが、その他の関係法令に注意するようとの指導はなかったとのことでありました。当該教育委員は、選挙カーに乗りマイクで呼びかけた選挙運動を行ったが、どこの場所をマイクで呼びかけたかは覚えていないとのことでございました。また選挙の応援は当該教育委員からの申出だったか、自身からの依頼だったかは覚えてなく、以前からの知り合いということもあり、あうんの呼吸の中で応援していただいたということでありました。

7月16日の全員協議会に教育長を含め教育委員会からの説明を求めるべきだったとの認識はあったが、自分自身のことで躊躇したとのことでありました。また、それ以降も議員に対して報告・説明の場を設けるべきであったが、自分自身のことで難しかったということでありました。ご自身のことなのだから誠意をもって真摯に対応すべきであるし、対応していれば、ここまでの問題にはならなかった。議長と言う重責を考えれば、率先して説明責任を果たすことは至極当然のことではないかと思えます。結果、議員及び町民の不信感を増長させる結果となりました。

また、地教行法を知らなかったとのことだが、教育の中立性は教育基本法の14条に規定されており、その学校を指導監督する教育委員会委員が準拠されることは明白で、教員出身の議長であれば当然認識しているのではないかと疑義が生じました。

最後に、議会に提出される文書の取扱いで齟齬を生じた恐れを否認しない。私達議員は町民の負託を受けて活動をしており、町民の声は、好意的意見またその反対の意見も、真摯に受け止めていかなければならないし、公平でなければならない。

今回の議会に届く文書の取扱いの手続きで議長は、一方は手続きを省略してでも取扱いを依頼し、一方では、結果として配布が大幅に遅れた文書があるなど、議会に届く文書に対して前例のない取扱いとなった。

本件に関する一連の事案は、私達議員が開かれた議会、信頼される議会を目指して日々活動をしていることに逆行するものであり、この信頼を取り戻すには相当な時間と覚悟が必要になるといふふうに思います。今後、議員それぞれが信頼回復に努め、開かれた議会、信頼される議会を目指していかなければならない。

そして、本特別委員会の調査活動を通して、議場内での秩序保持が保たれなかった。新宮町議会傍聴規則第7条の（傍聴人が守るべき事項）静粛を旨とするというのがございますが、これが明らかに守られていない委員会がありました。そして傍聴人の言動を容認、煽る委員の発言、こ

これは地方自治法第131条にある議会の秩序を乱す行為であり、議会を冒瀆するものであります。また、発言の許可が無いのに発言する行為、いわゆる不規則発言をする委員や、委員長でもないのに名指しで委員に意見を求める委員など、委員長として注意し出来る限りの秩序保持に努めてきたつもりでございますが、私、委員長の会議をコントロールする能力に問題があったというふうに思っております。

以上、新宮町教育委員の選挙運動に係る特別委員会の報告とさせていただきます。

本特別委員会を設置してから6か月間、委員の皆様におかれましてはいろいろなさまざまなご意見、ご助言、ご進言、たまにはお叱りも受けたのかなというふうに推察をいたしております。特に一期議員の皆様方は、不安や戸惑いが大きかったのではないかとこのように思っております。

その中で開かれた議会、信頼される議会のために、真正面から向かっていった行動には、深く敬意を表したいというふうに思っております。

つたない委員会運営でございましたが、皆さんのおかげをもちまして、何とかここまで来ることができました。感謝をいたします。どうもありがとうございました。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑は特別委員会で行っておりますので、省略いたします。

ここで3時25分まで休憩いたします。

午後3時16分休憩

.....
午後3時25分再開

日程第19. 報告第6号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第19、報告第6号、各常任委員会の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。総務建設常任委員会、横大路委員長。

○議員(10番 横大路 政之君) 総務建設常任委員会の報告をいたします。

まず、総務課につきましては、ふるさと納税について、2月末現在の寄附額及び寄附件数、記載のとおり報告を受けております。

2番目普通財産につきましては、売却が1件、売却により落札者が決定しております。落札額、その他の情報については記載のとおりであります。随意契約で売却予定の土地が、上府字浜1622番地の3、5、435㎡でございまして、これは価格決定のため現在鑑定中ということだそうです。

続きまして、3番目、職員体制についてでございますが、今年度末をもって定年退職者3名、依願退職者3名、任期終了1名ということで7名減であります。2年度からの新規採用が、行政事務4名と専門職2名、最終的に令和2年度の職員体制につきましては、記載のとおり、170

名と。1名減ということで、再任用職員9名、それから会計年度任用職員等につきましては、延べ257名という体制で進める予定になっております。

続きまして、政策経営課から。マイナポイント事業について概要説明があつております。事業実施期間につきましては、令和2年9月から令和3年3月までの7か月間、これは2万円のチャージまたは買い物で最大5,000円分のマイナポイントが付与されると。プレミアム率25パーセントだそうです。ちなみに、マイナポイントとはマイナンバーカードポイントでございます。

2番西鉄貝塚線活性化勉強会につきましては、元年の12月10日に行われまして、記載しておる4つの事項について話し合いが行われております。

住民課につきましては、マイナンバーカードの申請・交付状況につきましては、申請件数7,749件、交付済6,845件、町民所有件数6,518件ということになっております。

2番目、休日開庁の予定につきましては、3月29日と4月5日の日曜日それぞれ10時から14時まで開庁されるそうです。これは例年にならってでございます。

それから令和2年度の後期高齢者医療につきましては、保険料率の改定が予定されておまして、均等割額が398円引き下げ。所得割率が0.06ポイント引き下げ。賦課限度額は2万円引き上げということで予定されております。

国民健康保険税の改定につきましては、周知について町のホームページA c t i v e新宮5月号等で周知すると。それから納税通知書にチラシを折り込むということで聞いております。随時窓口にて説明相談の対応は当たるそうです。

税務課につきましては、令和2年度地方税制改正（案）について、現在、令和元年12月20日に閣議決定後、現在国会で審議されており成立見込みだそうです。

令和2年度確定申告受付状況につきましては、昨年度より若干減少傾向ですが、これはe-Taxの普及や今回からスマートフォンでも申請が可能となったためと考えてあるそうです。

地域協働課につきましては、交通安全につきましては春の交通安全県民運動が4月6日から4月15日まで実施されます。重点項目は、以下の4項目でございます。交通安全教室の実施につきましては、町内の各小学校、幼稚園、保育園にて実施予定で、4月から6月に各1回実施予定になっております。これは、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方等を指導するそうです。

2番目、小型動力ポンプ付軽消防車寄贈につきましては、全国離島振興協議会に申請し、一般社団法人日本損害保険協会からの寄贈が決定しており、水上分団に配備される予定です。これは当委員会が開催された折に贈呈式が行われておりましたので、車両は委員会で確認をさせていただきました。

それから、避難行動要支援者避難支援等制度につきましては、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者に避難支援リストを提供、これは4月から5月を予定しておるそうです。

3番目に自主防災組織設立促進による避難支援体制の構築を目指すということで報告を受けております。

上下水道課。簡易水道事業の現状につきましては、第1貯水池水位6メートルでほぼ満水状態が維持されております。海水淡水化装置の運転状況につきましては、第1貯水池が満水のため、現在停止中です。水位が5メートルになった段階で運転を再開する予定ということで聞いております。

下水道新設工事に伴う物件補償につきましては、緑ヶ浜区の第17工区、対象家屋60軒につきまして、現在調査票を配布済みだそうです。これから回収され、問題があれば対応するということが予定されております。

それから、3番目、立花第2配水池流入管の漏水につきまして、これは福岡地区水道企業団管理分のうち古賀・新宮分送水管から漏水しておるようで、口径が大型400ミリであり、送水弁の閉鎖等もあるため企業団・古賀・新宮の3者で対応する必要があるということで現在計画されております。

都市整備課。湊川における不法係留船対策につきまして、福岡県が対策を実施するということが予定があるそうです。根拠法につきましては、河川法第24条。実施期間は令和2年から3年にかけて、これまでの経過として、現在船の所有者に文書で通知をしておるそうです。今後の予定につきましては令和2年度に「協議会」を設置し、「不法係留船対策に係る計画書」を策定し、2年度末から対策の実施に移るということになっておるそうです。

それから、2番目、未就学児等の交通安全対策事業につきまして、これは滋賀県で起こりました園児、幼児の事故を受けての危険箇所の対策ということでございますが、これは対象保育園、幼稚園から得た情報を基に2か所選定がされております。

1点は町道中原3号線、つばみ保育園付近で、交差点の視認改良工事及び横断歩道・停止線の設置。それから、2つ目が町道駅西口3号線、JR新宮中央駅西口付近でございますが、これは横断歩道付近に注意喚起のための路面塗装を予定しておるということで報告を受けております。

以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 委員長報告に対する質問を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。ご苦労さまでございました。

次に、文教生活常任委員会、上畝地委員長。

○議員(5番 上畝地 白馬君) 令和2年第1回定例会における本委員会の調査活動について、報告いたします。

社会教育課。令和2年度は社会教育等行事計画について。令和2年4月から令和3年3月まで

報告がありました。内容は多数ありますので、必要でしたらお渡しできます。

図書館の12月、1月、2月の利用状況について。令和元年12月から令和2年の2月までの報告を受けております。つきましては、例年と同じぐらいの貸出数となっております。

その他、そびあしんぐう熱源空調及び照明機器更新工事が工事完了をしております。エアコンの利きはかなりいいそうで、効果が出ているというお話をいただきました。電気代については、これから数字が出てきますので、また後ほど報告をされるというお話であっております。

続いて、社会教育行事の今後の主な活動について。4月5日、春季体育施設クリーンデー、4月25日、新宮町文化協会総会、5月9日、新宮町体育協会総会、5月11日、新宮町PTA連合会総会、5月19日、新宮町人権・同和教育推進協議会総会、6月14日、第42回子ども相撲大会となっております。

続いて、学校教育課。新宮町教育行政の目標と主要施策の推進状況の点検及び評価について、資料1を添付しているのので詳細はそちらをご覧ください。途中の経過の報告があっております。

続いて相島漁村留学について、令和2年度留学生数予定が20名、新規申込み7名、継続が13名となっております。

小中学校入学式及び幼稚園入学式、4月9日、新宮中学校、新宮東中学校、4月10日、新宮中学校相島分校、立花小学校、新宮小学校、新宮東小学校、新宮北小学校、4月14日、立花幼稚園、新宮幼稚園、新宮東幼稚園となっております。

令和2年度児童・生徒及び学級数の見込みが出ております。幼稚園については、立花幼稚園31名、3クラス、新宮幼稚園140名、7クラス、新宮東幼稚園133名、5クラス。小学校については、立花小学校130名、8クラス、新宮小学校1,054名、41クラス、相島小学校22名、4クラス、新宮東小学校808名、29クラス、新宮北小学校1,019名、35クラスとなっております。中学校に関しては、新宮中学校が861名、27クラス、相島分校7名、3クラス、新宮東中学校407名、14クラスとなっております。

続いて、新型コロナウイルス感染症の対応について、1年生から3年生の児童を学校で預かり対応をしております。対象の児童としては、保護者の留守や自宅以外での預かり先がない児童としております。

その他、工事の状況について、立花小学校のトイレ改修工事、体育館と体育館側のトイレが完了しています。残るは給食側のところのトイレが残っております。小中学校・幼稚園特別教室等空調機設置工事がすべて設置が終わっております。これは今現在テスト中ということで、4月から運用開始となっております。立花小学校通路改修工事が完了しております。立花小学校の出入口のところ、あそこの補修工事が完了しております。新宮北小学校仮設校舎設置工事が、これリリース案件になっておりますが4月からの開始となっております。小中学校における給食について

は、令和2年度は既存の183日の提供から2日増加となっております。これは働き方改革の一環で、土曜の午前中で終わる授業に対して給食を提供し、土日を極力減らせると。それで教師の働く時間が短くなるという報告がっております。

続いて、産業振興課。渡船事業について。運航状況、1月末現在では、便数が1,763便、利用者が16万7,601人となっております。新宮町渡船安全管理規程の一部改正がっております。主にアルコール検知器による検査体制の構築ということで、アルコールを今までは自己申告にしておりましたが、渡船内に設置してありまして、そこで測定したり、目視で確認をしたりというアルコール検知についてちょっと厳しくなったの処置という報告がっております。

マリックス事業について。マリックスの運行状況2月末現在では、22万4,332人となっております。山らいず線が、以前から減少傾向でありましたが、秋ごろからみかん狩りの効果だと思われる増がっております。

その他、新型コロナウイルス関係では、3月15日、オルレイベント、3月18日、人権講演会が中止になっております。また、商工会へ「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う会員への周知について」の文書配布が行われております。

大蔵池下府農区の水利権放棄について。12月に下府農区から水利権放棄をしたい旨の要望があり、1月30日に福岡市へ報告しております。6対4で福岡市と負担割をしておりますが、すぐ水利権を放棄したってということで費用の負担がなくなるということではなく、以前から続いている事業等ありますので、今後1年、2年で福岡市と協議して、その辺は決めていくという報告がっております。

マリックスバスロケーションシステムについて。今現在開発を進めていますが、バスの運行位置は確認できていますが、携帯電話で自身の位置がなかなか不安定ということで、今改良中でございます。運用開始は未定でございます。

桜山手バス停破損状況について。桜山手のバス停が破損しております。これが5日夕方に発見されて6日に警察に報告しております。歩道の上にありますので、車が横からぶつかったような感じのバス停の脚のところが少し曲がったような感じの破損をしております。

続いて、環境課。荒廃森林整備事業について。福岡県森林環境税を原資と事業となっております。事業対象森林は、民有地で15年以上手入れされていないスギ・ヒノキ林105ヘクタールとなっております。事業の実施手順は、1次調査協定締結、2次調査森林整備工事となっております。今年度の事業としては、1次調査に立花口、原上、三代、上府、湊の75ヘクタールを調査し、調査の結果、整備の必要がある森林は38ヘクタール、ここの部分が2次調査を次に行っていきます。

今年の2次調査としては、的野区の17ヘクタール。調査の結果、工事の必要がある森林は1

4ヘクタールとなっております。

令和元年度工事として間伐、侵入竹の伐採、作業路の整備を実施中との報告がありました。

令和元年度楯の松原保全活動の実績について。4月29日にクリーン作戦、6月29日、町職員、10月4日、新宮中学校、11月16日、勤マルの日、12月14日、町議会議員と町職員、12月19日、新宮高校、令和2年3月7日が福工大・町職員となっていましたが、協議の上で中止をしております。

その他、セアカゴケグモの発生状況については、令和元年度は61件となります。12月以降2件の増加になっておりまして、緑ヶ浜区、杜の宮区となっております。年々増加傾向で、一般的になちよっとクモになってきましたので、数としては毎回の委員会での報告は、今後は減らしていきたいと、年間通じての報告にかえさせていただきたいと。被害等があれば、その都度委員会で報告をするという報告がありました。

新宮町環境基本計画年次報告書について。別冊で平成30年度年次報告書を添付しておりますので参照ください。

令和2年度新宮町クリーン作戦について。令和2年4月29日開催されます。

健康福祉課。障がい者（児）福祉計画策定について。令和2年8月にアンケートを実施し、9月から10月に関係団体や事業所等のヒアリング、アンケート分析他が行われます。令和3年2月にパブリックコメント、3月末に計画策定というスケジュールとなっております。

障がい者日常生活用具給付事業について。4月から人工内耳の外部装置を日常生活用具として給付する。片耳30万円を上限として給付となっております。

続いて、民生委員・児童委員の推薦について。2月15日桜山手区長より推薦書提出、3月中に決定となっております。

プレミアム付き商品券について。非課税対象者と子育て世代に対象となる事業で、非課税対象者数が3,607名、うち引換券数が1,174名、子育て世代引換券発送数が1,378名、転入者で引換券を発行した数が34名、商品券購入数9,164セット、商品券購入金額が3,665万6,000円となっております。

続いて、福祉センター事務所入替え等、福祉センター改修工事について。福祉センターの事務室が入替え予定です。現在、上の欄で、福祉センター1階に健康福祉課高齢者福祉担当、下に新宮町地域包括支援センターですね。上に新宮町社会福祉協議会があって、訪問介護事業所が入ります。シーオーレ新宮には、健康福祉課健康担当と子育て支援課が入っております。

下の欄、移転後になるんですが、シーオーレ新宮の健康福祉課健康担当が福祉センター2階に上がっており、もともと福祉センター2階にあったものが1階、1階にあったものが2階というふうな感じで移転があります。

続いて福祉センター改修事業について。令和2年3月末施設整備設計委託業務契約、9月施設整備工事費補正予算計上が予定ではあると報告がされています。11月ごろ、施設整備工事請負契約締結になり、令和3年度工事施工の予定です。

相島診療所の医師の異動について。4月1日午後より勤務となっております。

7、新宮町寝たきり高齢者等介護手当支給規程の改正について。対象者としては町内住所を有する65歳以上の寝たきり高齢者等を6か月以上住宅で常時介護している人、手当額としては寝たきり高齢者等1人につき1万円の支給を現在はやっております。

改正内容としては、対象者の見直しってということで、介護保険法の第8条第1項に規定する居宅サービス事業の保険給付を受けている人を除くというふうになっております。これは介護保険サービスの居宅サービスというのが充実してきたということもあり、もともと上の寝たきり高齢者1人に対しての1万円を月額、単費で出していたものをこれを取りやめるって報告を受けております。

その他、コロナウイルス対策。令和2年新宮町戦没者追悼式、しんぐるっとフォーラム、アビスパ連携事業が中止になっております。福祉センター利用の抑制なども行っております。

続いて、子育て支援課。令和2年度特定教育・保育施設入所決定状況について、申込数784名、入所決定数727名となっております。令和2年度放課後児童クラブ入所決定状況については、申込数615名、入所決定数567名となっております。

その他、新型コロナウイルス感染症対策について、かんがる一広場については、相談業務のみに縮小しております。母子保健事業、健診・相談業務については延期をしております。シーオーレ新宮の施設貸し出しについては、3月4日から3月中の新規使用申込みの受け付けを中止しております。小学校の休校に伴い、学童保育の開所による追加費用等については、当該年度予算の執行残を流用するなどして対応していきたいとの報告を受けております。

以上、報告を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 委員長報告に対する質問を許可いたします。

北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。2ページの4番。立花幼稚園の見込み数で31人、結構多くなっているんですけど、園区外の児童が入ってきていると思うんですが、園区外で何人ぐらいいらっしゃるのか、それが1点ですね。

それと6ページ、6ページの子育て支援課の2番。放課後児童クラブ、これ定数が570人で下回っているんですけど、これなぜ下回っているのか、そこら辺聞いてあればお尋ねします。

○議長(牧野 真紀子君) はい、上畝地委員長。

○委員長(5番 上畝地 白馬君) はい。まず園区外の件については、委員会中では聞いており

ません。続いて、放課後児童クラブですかね。放課後児童クラブの定員を下回っているのは、委員会中には聞いておりません。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか。はい、上畝地委員長。

○委員長(5番 上畝地 白馬君) すいません。立花小学校の園区外の話なんです、園区外っていうくくりはないことになっております。3歳が2人、4歳が2人、5歳が3人っていう話になっております。園区外の規定はないということで。立花幼稚園です。特に決めてはないです。校区外から来ている人は、3歳が2人、4歳が2人、5歳が3人っていうふうになっています。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか、今の答弁で。はい。ほかに。質問のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) はい。これで質問を終わります。はい、お疲れさまでした。

以上で、委員会報告を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして全日程を終了し、令和2年第1回新宮町議会定例会を閉会いたします。

長時間ご苦勞さまでございました。

午後3時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月11日

議 長 牧野 真紀子

署名議員（6番議員） 西 健太郎

署名議員（7番議員） 大牟田 直人